

小田中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月
尼崎市立小田中学校

学校いじめ防止基本方針

1 目的

国の「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌し、基本理念を定め、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 基本理念

いじめは、全ての生徒に関する問題であり、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校教育全体を通じ、いじめの防止等の対策を講じる。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにさまざまな取組を行うとともに、いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない人権の問題であることを認識し、関係機関との連携も視野に入れ、その克服を目指す。

3 定義

この方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が本校に在籍する者どうし等、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 理解

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。」という認識に立ち、積極的な生徒理解や教育相談、情報収集等によって未然防止・積極的認知・早期対応・早期解決に努めていく。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

5 いじめの禁止

生徒は、いじめを行ったり、放置してはならない。

6 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、保護者や関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

7 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の二点を要件とする。

- 一 いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- 二 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

なお、被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、その安全・安心を確保する。

8 特に配慮を要する生徒への対応について

教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

また、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える生徒や自らの性について悩みを抱える生徒などがいじめの対象とならないよう学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行うとともにいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

9 学校における取組

(1) 未然防止

学校では、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた、道徳教育及び体験学習等の充実を図る。

具体的な取組

- ①道徳教育を充実させ、規範意識や思いやりの心を育む。
- ②生徒会活動を活性化させ、社会への参画意識や自己肯定感を高める。
- ③修学旅行・体育大会・文化発表会等の行事を通しての仲間作りや人間関係作りに取り組む。
- ④トライやるウィークなどの体験を通してキャリア教育に取り組む。
- ⑤人権講演会や非行防止教室などの開催やHPや学校だより等による発信によって、いじめ防止の啓発活動に取り組む。

(2) 早期発見

学校は、いじめを早期発見するため、生徒に対する定期的な取組を進めるとともにいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

具体的な取組

- ①定期的な教育相談（每学期1回）実施し、生徒理解に努める。
- ②生徒アンケート(每学期1回)を実施し、実態の把握と課題解決に努める。
- ③個人懇談会で、生徒・保護者にいじめの被害について確認する。
- ④学級懇談を通じて保護者との情報共有を行う。
- ⑤必要に応じてSCとの面談を進める。
- ⑥定期的な職員研修を実施し、教職員の資質向上を図る。

(3) 早期対応

学校は生徒等からいじめに係る相談を受けた場合や生徒や保護者・地域等から通報を受けたとき、その他在籍している生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。いじめの事実があると思われるときは、適切な措置をとる。

- ①すべての教職員が、いじめを認知した場合すぐにその場でその行為をやめさせるとともに、いじめ防止対策推進委員会に報告し、組織的に対応する。報告を受けた管理職は、教育委員会に報告する。
- ②いじめ防止対策推進委員会は、情報収集を行い、時間や場所を考慮し、関係生徒から別々の場所で聞き取りを行う。
- ③事実確認は、第三者からも詳しく情報を得て、原則複数の教職員でていねいに行い、教職員間の情報共有を随時実施する。
- ④事実確認した上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒には、毅然とした態度で指導にあたる。
- ⑤傍観者の立場にいる生徒達にもいじめについて指導を行う。
- ⑥学校では、関係生徒の関わる教職員、ＳＣ等が連携して指導にあたる。
- ⑦学校だけでなく関係機関とも連携して解決にあたる。
- ⑧いじめの解消後も折に触れて関係生徒に必要な指導を継続的に行う。

(4) ネット上のいじめの対応

- ①学校での情報モラル教育を行い、家庭と連携して指導を行う。
- ②保護者や地域に情報発信し、情報モラルの啓発を行うと共に尼崎少年サポートセンター等から講師を招聘し、非行防止教室等を行う。

10 いじめ防止等のための組織

学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策推進委員会を組織する。

(1) 組織編成

校長・教頭・生徒指導担当・不登校担当・養護教諭ならびに当該担任および学年主任、場合によってはＳＣ・ＳＳＷで構成し、必要に応じて関係機関とも連携する。

(2) 役割

この組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

- ①小田中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ②いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめに係る情報があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめである否かの判断を行う役割

- ⑤いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ⑥学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、学校が定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校はいじめの防止等の取組についてPDC Aサイクルで検証を担う役割

1.1 重大事態への対応

学校は、次に掲げる場合には、重大事態として以下のように対処する。

- 一 いじめにより在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 二 いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- (1) 文科省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき適切に対応する。
 - (2) 重大事態の報告
学校は、重大事態が発生した場合はすぐに教育委員会に報告する。
 - (3) 調査を行うための組織について
教育委員会の判断により調査主体が学校であると認められた場合には「小田中学校いじめ防止対策推進委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織を設ける。
 - (4) 事実関係を明確にする調査
重大事態に至る要因となったいじめ行為について可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査する。
学校は、調査組織等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組んでいく。
 - (5) 調査結果の提供
学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。

1.2 学校評価における留意事項

学校評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。

以上